

平成 30 年度日本糖尿病教育・看護学会研究助成募集要項

【趣旨】

糖尿病教育・看護に関連する研究の助成を行い、糖尿病教育・看護の質の向上に寄与することを目的とする。

【助成の対象】

個人または複数の会員が共同で実施する糖尿病教育・看護の質の向上に資する研究を対象とする。

【応募資格】

1. 研究の代表者は 3 年以上連続して会員であること
2. 共同研究者は会員であること

なお、病院・診療所等の臨床現場で活動する会員からの応募を歓迎する。

【助成の詳細】

助成期間はいずれも平成 30 年 8 月から平成 31 年 10 月末とする。

1. 助成金 A

助成件数は 2 件程度とする。

1 件につき 500,000 円を上限とする。

研究課題は、本学会の 5 ヶ年計画 重点目標に即したものであることが望ましい (http://jaden1996.com/documents/20171013_doc.pdf 参照)。ただし、重点目標 1「糖尿病教育・看護研究の結実」を選択する場合は、診断後間もない患者への自己管理教育に関する研究を助成する。

2. 助成金 B

助成件数は 5 件程度とする。

1 件につき 100,000 円を上限とする。

臨床現場で行われる事例研究や実践報告となる研究を助成する。

【審査基準】

- 1) 研究の意義が糖尿病教育・看護の向上に寄与しうるものであること
- 2) 研究の意義と研究目的に整合性があること
- 3) 研究目的を明らかにしうる研究計画であること
- 4) 予算計画が明瞭で整合性があること
- 5) 研究計画が倫理的に十分な配慮をされていること（ただし助成金 A については、公的な倫理審査委員会の承認を得るか、得た旨を明示していること）

なお、上記審査基準に基づく選考の経過において追記・修正等を求めることがある。

【応募期間】

平成 30 年 5 月 31 日（木）まで（消印有効）

【応募方法】

所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、事務局あてに送付すること

【選考結果の通知】

研究推進委員会において審査基準に基づき選考後、理事会で決定する。
結果は平成 30 年 7 月末日までに知らせる。

【研究の実施】

助成を受けたものは、応募した研究計画に沿って速やかに研究を実施すること。なお、応募者は希望により研究推進委員会より研究遂行の助言を得ることが出来る。

【研究成果の報告】

助成を受けたものは、その研究成果を 2 年以内に本学会学術集会に発表し、さらに速やかに本学会誌に投稿する。なお、その後本研究の結果を他に発表する場合には、日本糖尿病教育・看護学会の研究助成を受けたことを明記すること。

【申込書の送付先および連絡先】

一般社団法人日本糖尿病教育・看護学会 事務局 〒170-0002 東京都豊島区巢鴨 1-24-1 第 2 ユニオンビル 4F 株式会社ガリレオ 学会業務情報化センター内 TEL:03-5981-9824 FAX:03-5981-9852 E-mail: g015jaden-mng@ml.gakkai.ne.jp
--

* 研究助成の応募には研究助成申込書が必要です。

* 申込書は本学会公式ホームページ (<http://jaden1996.com/>) の研究助成応募要項のページからダウンロードし、必要事項を記載して郵送でお送りください。表に「平成 30 年度日本糖尿病教育・看護学会研究助成申請書在中」と赤字で明記してください。また、申込書を郵送希望の場合は、氏名・会員番号・希望送付先を明記し、切手を貼った返信用封筒を同封して、事務局に請求してください。

日本糖尿病教育・看護学会 研究助成金の使途について

【助成金の使途】

助成金は、実質的な研究に使用する。

費目	助成対象となる費用
旅費	研究代表者、研究協力者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ等）のための交通費・宿泊費 ※研究計画に関連のない旅費は助成の対象としない ※研究助成 A では成果発表のための旅費は助成額の 30%を上限とする
人件費・謝金	資料整理、翻訳・校閲、アンケートの配付・回収、インタビューデータの文字起こし、研究資料の収集等を行う補助者に係る謝金 対象者への研究協力謝金 ※応募する研究者本人・共同研究者の人件費は助成の対象としない
物品費	物品を購入するための経費 当該研究以外の目的で使用する汎用の物品の購入は対象としない ※研究者本人が所属する組織の運営管理に必要な一般管理費は助成の対象としない ※研究助成 A では助成額の 30%を上限とする
その他	印刷費、複写費、通信・運搬費、倫理委員会申請料

報告の義務について

1. 研究終了後、所定の会計報告書に必要事項を記入提出して下さい。
2. 助成金内定後、研究計画等に重要な変更が生じる場合は、文書にて研究計画の変更内容および予算修正について報告してください。研究計画の変更に伴い、助成金内定額に残金が出る場合は返金を受け付けます。
3. 当初の計画から逸脱した用途については、返金を求めることがあります。

附 記

1. この取り決めは平成 30 年度の研究助成から適用する。(平成 29 年 7 月 9 日理事会)